

こ成事第63号
令和8年2月5日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

令和8年度における就学前教育・保育施設整備交付金に係る協議等について

保育所等の施設整備については、就学前教育・保育施設整備交付金により、市町村（特別区含む。以下同じ。）が策定する保育所等の整備計画等に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付しているところである。

令和8年度における本交付金に係る整備計画の協議については、別添「保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱」（以下「協議要綱」という。）に基づき実施することとしたので、貴職におかれては、当該協議についてご了知いただくとともに、貴管内市町村に対し周知していただくようお願いする。

また、協議を予定されている市町村にあつては、協議要綱に基づき必要となる施設整備計画協議登録様式（以下「エントリーシート」という。）及び協議書を都道府県あてに提出いただきたい。

なお、協議に当たっては、下記の点について留意すること。

記

1. 協議案件の登録について

「令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の協議について」（令和8年1月28日付け事務連絡）にて示したとおり、別途お知らせする提出期日までに、令和8年度内に計画している全ての協議案件（令和7年度以前からの継続事業を含む。）を登録していただき、登録された協議案件のうち、こども家庭庁が採択予定事業として仮決定した事業について、別途お知らせする提出期日までに2に定める協議書を提出すること（ただし、「2. 協議書の提出について」の①の事業は、こども家庭庁が仮決定する前に提出して差支えない）。

また、提出するエントリーシートについては、将来における保育需要の把握が十分であるか、及び当該需要に基づいた整備計画となっているか等を確認する観点から、**原則として、地方版子ども・子育て会議等へ諮問等を行い承認を得た上で提出すること。た**

だし、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行う場合には、交付申請までに承認を得ること。

2. 協議書の提出について

協議書の提出期限及び内示時期は、以下のとおり予定している。なお、①から④は、採択予定事業として仮決定した事業のうち、以下の要件に該当する事業のことを指すものとする。

- ①以下のいずれかに該当する事業
 - ・ 事業着手予定月が令和8年4月又は5月の事業
 - ・ 令和7年度以前からの継続事業
- ②事業着手予定月が令和8年6月から8月の事業
- ③事業着手予定月が令和8年9月から11月の事業
- ④事業着手予定月が令和8年12月以降の事業

	提出期限	内示予定
①	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年4月上旬
②	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年6月上旬
③	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年9月上旬
④	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年12月上旬

※令和7年度からの繰越予算に残額がある場合には、繰越予算を優先的に使用する。

※複数年度事業の場合、毎年度協議を行う必要があるが、2カ年目以降は必ず①にて協議書を提出すること。

※①については、採択予定事業が仮決定される前に協議書を提出いただくこととなるが、協議書を提出したことをもって内示が確約されるものではないことに留意されたい。

※提出期日及び提出先の詳細については各地方厚生（支）局から別途お知らせする。

※本交付金については予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によって登録いただいた協議案件の全てが採択予定事業となるわけではないことに留意すること。

3. 就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書等の策定

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「『保育提供体制の確保のための実施計画』の提出（1回目）について（依頼）」（令和8年1月26日こ成保41号）において依頼している「保育提供体制の確保のための実施計画」を踏まえ、地域の実情に応じた保育提供体制の確保の観点等から、域内の課題を踏まえたエントリーシートを作成するとともに、以下の策定基準を基に就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

令和8年度予算案 230億円 (245億円) + 令和7年度補正予算 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業【私立】 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・ 公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・ 小規模保育整備事業【私立・公立】 ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

実施主体等

- 【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村
- 【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。
- ①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）
- ②都道府県・市区町村
- 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

- ① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3） 【国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
 待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する
 過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

- ② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。